

衝撃！2017年1月に地震保険改定

私たちの日本は、数多くの地震が頻りに発生しています。また、先般の熊本地震で被害を被られた方には、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

今回の熊本地震では、速やかに地震保険金のお支払いをするため、自己申告により保険金をお支払いする特例措置を行っています。不安を持つ被災した方々にとって、一時金とはいえ保険金という現金が速やかに手元に入ってくることは大きいですね。

さて、その地震保険の保険料が来年1月から変更されることになりました。全国平均で+5.1%の引上げ（最大引上げ率は+14.7%、最大引下げ率は15.3%）となります。地震保険料は、損害保険料率算出機構により、地震災害に対する保険金の支払いに備えるため、将来の地震の危険度に基づき算出されています。また、契約者が支払った保険料は将来の支払いに備えるため、必要経費を除いたすべての額を責任準備金として積立てる仕組みとなっています。今回の料率改定は、東北地方太平洋沖地震の支払い実績（全支払い件数75万件、支払い金額1兆2,000億円）を踏まえ、地震の危険度の計算が改良されたことによるものです。

その危険度の計算では、全国平均で+10%の料率の引上げが必要な状況のようですが、2014年7月実施の全国平均+1.5%の引上げから間もないため、今回を含めた3段階に分けて料率の引上げが行われます。

私たちの長野県では、イ構造（耐火・準耐火の建築）が^{+4.6%}、ロ構造（イ構造以外の建物）が^{+7.5%}の引上げとなります。例えば、保険期間1年・地震保険金額1,000万円・建築年割引10%（昭和56年6月1日以降に新築）の場合、イ構造の建物は、5,900円の保険料が+200円の6,100円。ロ構造の建物は、9,500円の保険料が+800円の10,300円となります。

また、今まで支払いする損害区分が、全損・半損・一部損の3区分でしたが、半損が「大半損・小半損」に2分割され、損害区分は4区分となります。支払われる金額は、全損が地震保険金額の100%、一部損は5%と現在と変わりませんが、半損は現在の50%から大半損が60%、小半損が30%と変更になります。特に住宅ローンの残債がある方は、地震の被害に遭ってしまい住宅を建て直す、二重にローンを払うことになってしまいますので検討が必要です。

私は地元諏訪にて25年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
 (株)アスト・コンサルティング
 代表取締役CEO 松澤 毅